

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な意思決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。その実現のため、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながらコーポレート・ガバナンスを充実させてまいります。また、株主・投資家へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の健全性、透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】(議決権の電子行使及び招集通知の英訳)

議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳につきましては、海外投資家の持株比率、議決権行使比率等を踏まえ検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2】(英語での情報開示)

従来より当社ホームページの英語版を開設しており、2018年度からは決算短信の一部を英訳し、開示しております。引き続き、海外投資家の持株比率を踏まえ、招集通知の英訳等を検討してまいります。

【補充原則4 - 2 - 1】(経営陣の報酬)

取締役の報酬は、「取締役報酬取扱要領」に基づき、指名・報酬諮問委員会の検討結果を踏まえ、株主総会において決議された金額等の範囲において、個々の取締役の職責及び実績のほか、経営内容や経済情勢などを勘案し、取締役会にて決定しております。また、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ及び株主価値の共有のためのツールとして機能するよう、報酬に占める賞与の割合を適切に設定するとともに、譲渡制限付株式報酬の導入を検討してまいります。

【原則4 - 11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社は、取締役候補者の選任基準において、性別、国籍、年齢等の区別なく多様な知識、経験、能力を有する者を選任することとしており、選任基準を満たす人材の確保に努めております。結果として、現状、女性の取締役選任には至っておりませんが、当社の事業環境に照らし、取締役会のバランス及び多様性の点で問題ないものと判断しております。本原則に沿った多様性の確保については、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】(政策保有株式)

当社グループの柱である自動車部品関連事業において、今後も成長を続けていくために様々な企業との協力関係が必要と考えています。そのため、事業戦略、地域社会、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上に必要な場合に、政策保有株式として保有しています。個々の政策保有株式については、取締役会において保有目的、合理性等を定期的に検証し、保有の意義が必ずしも十分でないとは判断される場合には、縮減を図ってまいります。

保有する株式の議決権の行使は、当該投資先企業の経営方針・経営状況等を把握したうえで、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引、利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、関連当事者間の取引の有無について、取締役全員に対して事後的かつ継続的にチェックできるよう、取締役会にて毎年度末に調査表の提出を義務付けており、利益相反が発生しないよう対処しております。

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、確定給付企業年金について、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している社会的信用の高い適格な資産管理運用機関に運用を委託しております。また、社内の担当部門において、運用機関から四半期毎に報告を受けるなどして運用状況を適切に管理するとともに、年金運用セミナーへの参加等を通じて専門性の向上に努めております。

【原則3 - 1】(情報開示の充実)

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や中期経営計画を当社ホームページ及び決算資料、報告書等にて開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、社内規程「取締役報酬取扱要領」及び「監査役報酬取扱要領」に定められており、株主総会において承認を得た報酬総額の範囲内において、取締役報酬は取締役会の決議により、監査役報酬は監査役の協議により決定しております。なお、取締役の報酬等の決定は、指名・報酬諮問委員会の答申に基づいて行います。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
 取締役候補者の指名及び経営陣幹部の選解任については、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインに定める選任基準に基づき、指名・報酬諮問委員会における協議を経たうえで、取締役会で決定します。監査役候補者については、監査役会の承認の上、株主総会に推薦する候補者の氏名を取締役に提案しております。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明
 取締役・監査役の個々の選解任理由については、株主総会招集通知の参考書類に記載いたします。
 「株主総会招集通知」は、下記のリンク先をご参照ください。
http://www.imasen.co.jp/ir_shareholders.html

【補充原則4 - 1 - 1】(取締役会の決定事項と経営陣に対する委任の範囲)
 取締役会は、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、当社取締役会の判断により重要事項と位置付けるものについても取締役会規程に定め決議を行うこととしています。これら以外の業務執行の決定については、取締役会から執行役員会及び執行役員に対し適切に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図っています。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
 当社では、東京証券取引所の定める「社外役員の独立性基準」に加え、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインの独立性要件を満たす独立社外取締役候補者を選任することとしております。また、選任理由については、株主総会招集通知、有価証券報告書等にて開示しています。
 「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、下記のリンク先をご参照ください。
http://www.imasen.co.jp/profile_cg.html

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会の全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方)
 取締役会の構成に関する考え方、及び取締役の選任方針・手続につきましては、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインにおいて開示しております。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役及び監査役の兼任状況)
 当社役員は、他の上場会社の役員を兼務しておりません。なお、一部の役員は、グループ子会社及び上場会社でない他社の役員を兼務しておりますが、業務執行、監督体制に支障のない合理的な範囲に留めております。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性についての分析・評価)
 取締役会は、毎年、取締役会の実効性について、社外取締役を含む各取締役に対する意見聴取等を実施し、その結果に基づき、自己分析・評価を行い、必要により改善に努めております。

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役及び監査役に対するトレーニング方針)
 役員就任時に、当社グループ経営に必要な法的知識、コーポレート・ガバナンスのあり方及び自身の役割や責務、加えて、財務・会計・内部統制などの知識習得を目的とし、社外研修の受講及び書籍購読を行っております。また、必要に応じ役員研修会を実施すると共に、各種会議体において、グループを含めた会社の最新の状況の把握ができる体制を整えております。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)
 投資家からの面談の申込みの他電話・メールでの問合せに関しては、IR担当部門が対応しております。また、情報開示が適時適切に行われるようIR担当部門、経理財務担当部門、株式担当部門が定例会議にて決算等の開示・説明に対し、各々の専門的見地に基づく意見交換を行っております。株主に対しては、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただけるよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	1,066,250	5.12
IMASEN取引先持株会	939,400	4.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	920,600	4.42
今仙電機従業員持株会	614,216	2.95
ヤマハ発動機株式会社	613,750	2.95
株式会社三菱UFJ銀行	605,000	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	567,400	2.72
株式会社第三銀行	505,000	2.42
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	437,299	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	387,100	1.86

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
永井康雄	他の会社の出身者											
鈴木雄二	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永井康雄	○	――	グローバルで幅広い事業を展開する総合商社の経営を通じて培われた高い見識をもとに、実践的な視点から有益なアドバイスをいただけるものと判断し選任しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
鈴木雄二	○	――	愛知県警察本部の要職を歴任され、法令順守の精神を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと判断し選任しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	6	0	2	2	0	2	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	6	0	2	2	0	2	社内取 締役

補足説明

当社の「指名・報酬諮問委員会」は指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携状況は以下のとおりです。

1. 監査方針・監査計画書等に関する意見交換
2. 定期面談による監査内容・状況等の聴取
3. 監査結果の事前説明聴取
4. 会計監査人による子会社往査への同行
5. 会計監査人の定期監査時の随時面談

当社は内部監査部門として内部統制推進室を設置しており、監査役と内部統制推進室との連携状況は以下のとおりです。

1. 事前調整に基づく監査方針・監査計画書の策定
2. 内部統制推進室が実施した監査結果の監査役への報告
3. 監査役監査により発見された問題点の内部統制推進室への情報提供
4. 必要に応じた合同の業務監査の実施
5. その他随時打合せ実施

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷川周義	公認会計士													
宮澤俊夫	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷川周義	○	_____	公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する専門的知見から、客観的で適切な監査が期待できるものと判断しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
宮澤俊夫	○	_____	弁護士の資格を有しており、企業法務について専門的な知見から、客観的で適切な監査が期待できるものと判断しております。また、独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役除く)の報酬は、固定枠(基本報酬)に加え、業績と連動させた変動枠にて設定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)において全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針は、社内規程「取締役報酬取扱要領」に定められており、株主総会において承認を得た報酬総額の範囲内において、指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会の決議により決定しております。

取締役報酬は、月額50百万円を限度額として定めております。

第81期(平成29年4月～平成30年3月)における報酬額は、以下のとおりです。

取締役11名に対して総額208百万円。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への情報伝達体制は以下のとおりです。

・情報はEメール、電話、FAX等により伝達を行っております。

・毎月1回開催される定例監査役会及び必要に応じて開催される臨時監査役会において、社内監査役は社外監査役に対して、監査の実施状況の報告を行っております。

・取締役会に提出される重要な議案のうち、必要あるものは事前に社外取締役及び社外監査役へ説明を行い意見交換を行っております。

・重要な会議議事録の回覧を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
谷津 義雄	相談役	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見を活かし、幹部社員に対する講話活動、助言	非常勤、報酬有	2007/06/21	1年更新
藤掛 治	相談役	当社代表取締役経験における知見の活用と助言	非常勤、報酬有	2017/06/21	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 2 名

その他の事項

相談役・顧問への就任に関しては、当社が定める相談役・顧問取扱要領に準じて取締役会決議により委嘱されます。

相談役・顧問の任期は1年とし、翌年も継続する場合には取締役会での承認を必要とします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の機動性向上、監督機能の強化並びに業務遂行の迅速化、執行責任の明確化を図っております。また、当社の事業を「グローバル経営事業部」「管理統括部」「シート・電装事業部」「電子事業部」「グローバル開発センター」に区分し、各事業部ごとに執行権限を持つ執行役員を配置するとともに、執行役員会に業務執行の決裁権限を必要に応じて委譲し、取締役会が経営に関する重要事項の決定を行うことで、機動的な意思決定を可能としています。加えて、独立社外取締役を2名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスが機能する体制を整備しています。その他、指名・報酬諮問委員会の設置等、任意の仕組みによる統治機能の充実に図っております。

当社役員及びグループ会社の社長で構成される中央経営協議会を毎月開催し、グループ全般の重要事項に関して的確な意思決定と機動的な運営を可能とする経営体制をとっております。また、コンプライアンスの強化を図るため、グループを統括する当社会長を委員長とし、各社の社長を委員とする倫理委員会を設置し、倫理綱領の遵守状況について審議を行っております。

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか重要な決裁書類を閲覧する等、取締役の業務執行の状況を監査し、経営監視機能の充実に図っております。

内部監査につきましては、各業務部門から独立した内部統制推進室が内部管理体制の適切性、有効性を検証し、必要に応じて問題点の改善に関する助言、勧告を行うとともに、その結果を社長に報告する体制をとっております。なお、監査役と会計監査人は、定期的及び内容に応じて適時に意見交換を行っており、また内部統制推進室が実施した内部管理体制の適切性等の検証に係る報告内容を閲覧し、必要に応じて各業務部門から報告を受けております。

当社の監査人は有限責任 監査法人であり、経営情報を随時提供し、情報の共有化を図ることで適切かつ公正な監査が行われるよう努めております。

当社は有限責任 監査法人へ公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく監査報酬35百万円を支払っております。

会計監査業務を執行した公認会計士は、福井淳、大谷浩二であります。なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士4名、その他6名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社形態を採用し、監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されております。

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧する等、取締役の業務執行の状況を監査しており、経営監視機能を十分に果たせる体制を構築しております。

また、財務・会計・企業法務に関する専門的知見を有する社外監査役による監査が実施されることにより、外部からの客観的・中立的な経営の監視体制を整えております。

また、社外取締役2名の選任により、各人が有する企業経営、コンプライアンスなどの専門的知見や豊富な経験と幅広い知識を生かして、客観的な立場から当社の経営に積極的な提言・助言がなされることで、取締役会による業務執行に対する監督機能の一層の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期限より早い時期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2018年6月19日(火曜日)に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポへの参加のほか、代表者による会社説明会を随時実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に東京にて決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、報告書、決算説明会要旨などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グローバル経営事業部	
その他	株主総会後の株主懇親会の実施、名証IR懇談会への参加など。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ倫理綱領において、公平公正な関係の維持を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動につきましては、ISO14001の認証を取得し、環境方針及び行動指針を定めて活動を展開しております。また、CSR活動につきましては、企業行動規範を定め、全社員が誠実に実践することができるように遵守の徹底を図っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 今仙グループの取締役及び使用人は、倫理憲章、企業行動規範から成る「今仙グループ倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）に従い行動する。

- 2 当社は、「倫理綱領」に基づく行動を担保するため、コンプライアンス委員会及び倫理委員会を設置するとともに、内部通報制度の適正な運用を図る。

- 3 今仙グループ子会社は、「倫理綱領」の遵守状況について定期的に倫理委員会に報告する。

- 4 当社は、社外取締役及び社外監査役を複数名選任し、取締役会の他、重要な会議に参画することで、経営の意思決定及び業務執行を監督する体制を強化する。

- 5 内部監査部門である内部統制推進室は、当社使用人の職務の執行状況について内部監査を実施し、コンプライアンス違反の未然防止を図る。

- 6 今仙グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・社内規程に則り、適切に保存・管理する。

- 2 機密情報及び個人情報については、「情報セキュリティ規程」、「個人情報管理規程」に則り適切に管理する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1 「リスクマネジメント規程」に則り、今仙グループの企業活動及び経営に重要な影響を与えるリスクの実態並びにその及ぼす影響を把握し、リスクがもたらす損失の最小化を図る。

- 2 当社は、リスクマネジメント委員会を設置し、今仙グループのリスクを管理監督し、内部統制システムの維持、向上を図る。

- 3 今仙グループの取締役及び管理監督者は、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価し、リスクマネジメント委員会に報告するとともに適正な対策を実施する。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 今仙グループは、中長期経営計画を策定し、その目標の実現に向けた具体的な施策である重点展開方針に沿って職務を執行する。

- 2 当社は、執行方針及び経営戦略の検討・審議、執行状況の管理・統制などを効率的に行うため、取締役で構成する各種会議体を設置する。また、執行役員制度を導入することで、取締役会の機動性向上、監督機能の強化並びに業務遂行の迅速化、執行責任の明確化を図る。

- 3 今仙グループ各社は、組織、業務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、迅速な意思決定及び効率的な職務執行を行う。

5. 今仙グループ子会社の業務の適正を確保するための体制

- 1 関係会社担当取締役及び管理を担当する部署を設置する。また、必要に応じて当社の役員又は使用人に今仙グループ子会社の取締役及び監査役を兼務させることができる。

- 2 今仙グループ子会社の重要事項の決定に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会の事前承認を受ける。

- 3 当社の取締役及び子会社の取締役社長で構成する中央経営協議会にて、今仙グループ子会社から経営状況の報告を受ける他、その執行状況についてのモニタリングを行う。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制推進室は、財務報告に係る内部統制の体制整備と運用評価を実施する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1 監査役の職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合は、適任者を監査役職務補助専任者として任命するものとし、当該使用人の評価等身分の決定は、監査役会の同意を得て行う。

- 2 監査役の職務を補助する使用人は、監査役又は監査役会の指示のもと職務を遂行する。

8. 監査役への報告に関する体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1 監査役は、重要な会議に出席し各職制の重要な業務の報告を受けることができるとともに、稟議書その他の重要な書類を閲覧することができる。

- 2 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行に関する事項について定期的に報告する。また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある問題・事実を発見したときは、適時適切に監査役への報告を行う。

- 3 「内部通報制度運営要領」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

- 4 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を「内部通報制度運営要領」に定め、取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等の請求をしたときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 代表取締役、取締役及び子会社の代表取締役と面談により重要課題事項についての意見及び情報交換を行うことで監査の実効性の確保に努める。

- 2 内部統制推進室及び会計監査人から定期的に監査結果について説明を受けるとともに、協議及び意見交換するなどして綿密な連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりです。

倫理委員会、コンプライアンス委員会が反社会的勢力排除に向けた整備を行っております。

- 1 経営トップは組織としての対応を図るため、倫理規程、行動規範、社内規則等を明文化させた「今仙グループ倫理綱領」を携帯させ社内教育を展開するとともに経営トップ以下、組織全体として対応していく体制を構築しております。

- 2 反社会的勢力による被害を防止するため、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な関係を構築しております。

- 3 反社会的勢力による被害が発生した場合の対応を統括する部署を総務部とし、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、被害を防止していくための社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備を進め、外部専門機関との連携を強化してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示に係る社内体制

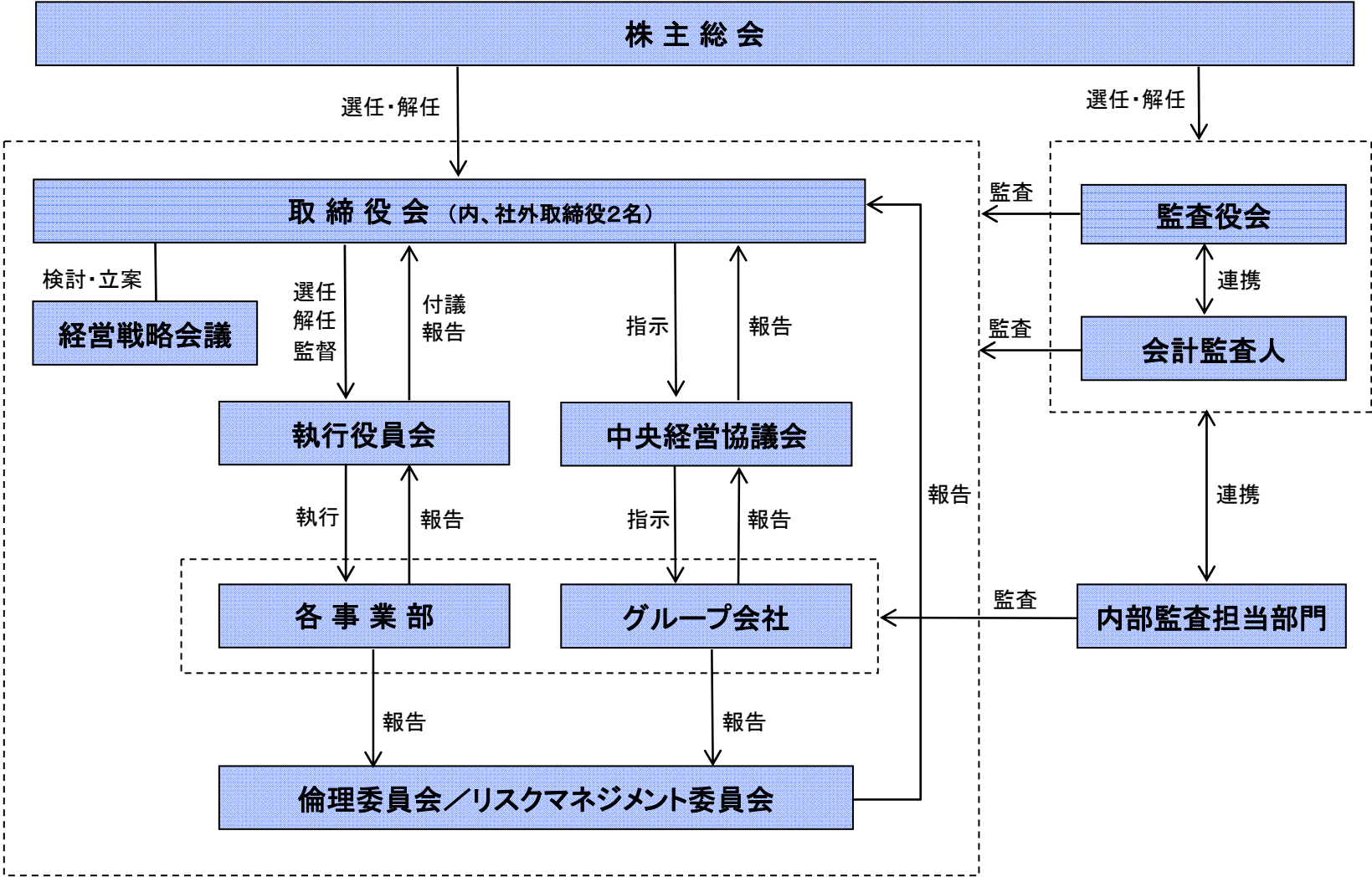
(1) 当社の重要な決定事実及び決算情報は、取締役会の決議又は報告に基づき、情報取扱責任者が情報開示会議に指示し、適時・適切な情報開示を行うこととしております。

(2) 子会社の重要な決定事実、当社役員及び子会社の代表者によって構成される中央経営協議会の報告事項に基づき、情報取扱責任者が情報開示会議に指示し、適時・適切な情報開示を行うこととしております。

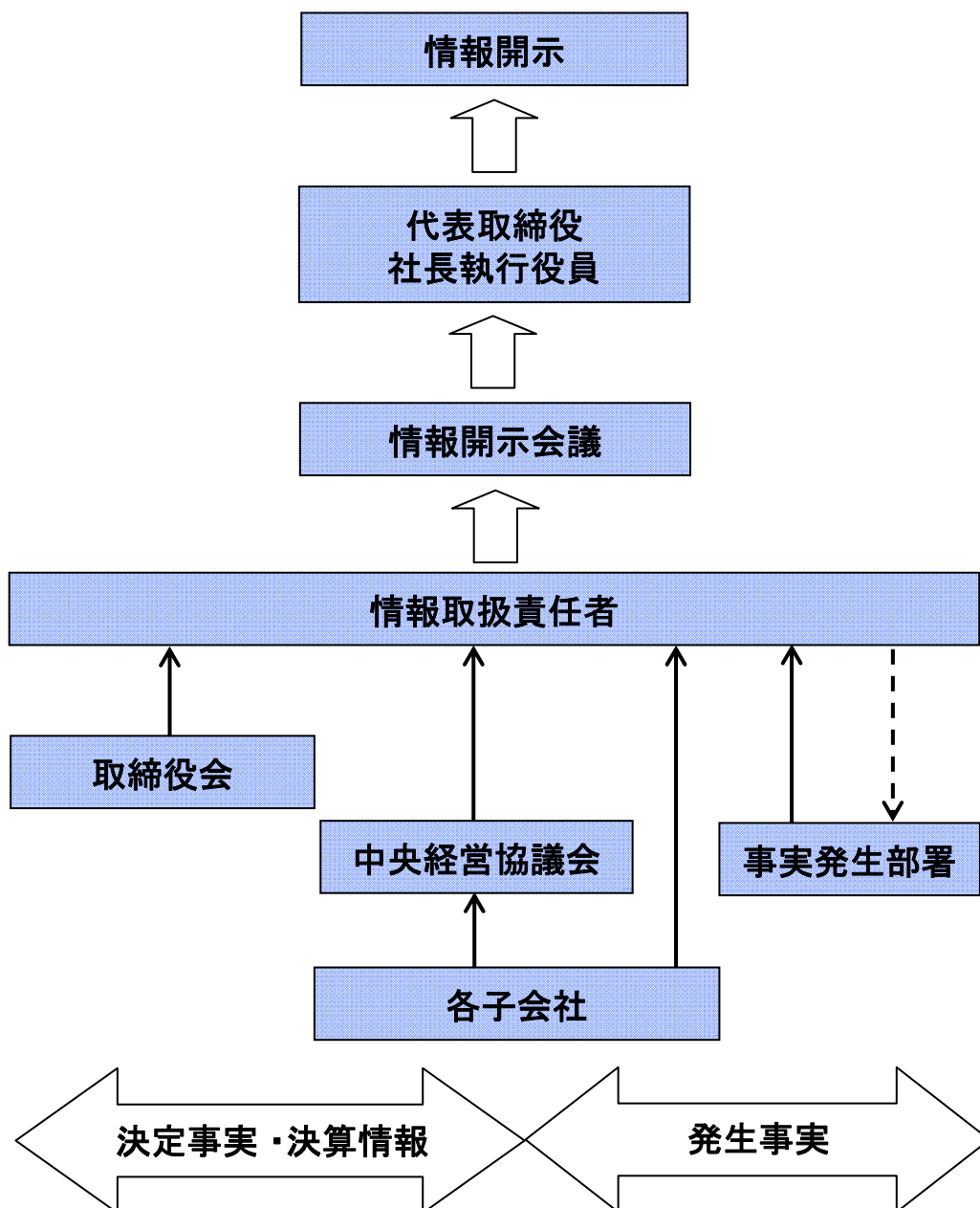
(3) 重要な発生事実は、発生部署から情報取扱責任者に報告し、情報取扱責任者が情報開示会議に指示し、適時・適切な情報開示を行うこととしております。

(4) 情報開示会議は、情報取扱責任者を議長とし、グローバル経営事業・総務・経理担当役員、グローバル経営事業部長、総務部長、経理部長、その他関係者をメンバーとして、月1回の検討会を行うほか、必要に応じて会議を開催し、適時・適切な情報開示を行うよう活動しております。

【コーポレートガバナンス体制の概要(模式図)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



——→ 報告

- - - -> 適時開示事項の周知